

人格主義の生命倫理学とヒト胚の尊厳について

秋葉悦子

ご紹介いただきました富山大学の秋葉でございます。きょうはお招きいただきありがとうございます。そして、このテーマをくださった社会倫理研究所長の小林先生、お声をかけていただいた丸山先生に感謝申し上げます。

私は刑法学を専攻する立場から、生命に関するテーマを研究してまいりますうちに、なんだか深入りして、きょうはこのような人格主義の生命倫理学―それはカトリックの公式の立場ですが―についてお話をさせていただくのですが、倫理学や神学については系統立った勉強をしておりません。カトリックの生命倫理の話のカトリック大学の社会倫理研究所でさせていただくというのは大変おこがましい限りですが、大変名誉に思っております。そして、大きな喜びでもあります。

私はもともと安楽死や尊厳死の問題を扱っていたのですが、一九五五年にヨハネ・パウロ二世の『生命の福音』という回勅が出て、それに興味を持ったのが、人格主義の生命倫理学の研究を始めたきっかけでした。一九九五年の秋から四カ月ほどですが、ローマに

ある教皇庁立のグレゴリアン大学でカトリックの生命倫理を学ぶ機会に恵まれました。このときの研究テーマは安楽死だったので、当時ヨーロッパではヒト胚の議論がとてまかんで、安楽死の問題よりもむしろ受精卵の保護について勉強しなくてはいけないという認識を持ったのはこのときでした。

二〇〇一年の春に二ヶ月間、今度はローマの聖心大学医学部の生命倫理研究所に参りました。このときヒト遺伝学の権威で、生命倫理の第一人者でもある、教皇庁生命アカデミーの中心的なメンバーであるアンジェロ・セラ (Serra, A.) 名誉教授にご指導をいただきました。日本の生命倫理に関する文書についても彼と検討することができました。同じ年の秋、ローマの教皇庁立レジナ・アポストローム大学で開催されたES細胞研究の国際会議で日本の状況について報告する機会を得ましたが、このときに、欧米の最先端のヒト胚研究とヒト胚の保護についての議論の状況、特に生物学的な最新の情報と、カトリックの、先ほど原理主義とおっしゃいましたが、普遍主義的な立場がどのようなものかということ勉強することがで

きました。

きょう何か皆さんのご参考になるようなことがあるとすれば、まずカトリック教会の公式見解の正確なところを理解していただければ大変うれしいと思っております。小林先生がおっしゃったように、議論の出発点、一番原理的な立場ですが、実際にヨーロッパ評議会やヨーロッパ議会の文書、それからドイツ、イタリア、フランスの法制を見ますと、大体これを反映したものになっています。もちろん全部遵守するということはありません。ただ、ここが議論の出発点になっていることは疑いのないところだと思いますので、今日はそれを客観的にお伝えすることができればと考えております。

生命アカデミーの見解はカトリックの公式の立場ですが、特別なキリスト教の信仰の教義を必要としない、きわめて合理的でわかりやすいものです。ポイントは二つしかありません。きょうの話はそれに尽きるのですが、一番目は客観的な生物学的事実を確認する、そしてそれを認めるということです。「ヒトの始まりは生物学的に見て受精のときである」、まずこれが第一点です。

そして、第二点がかトリック生命倫理学の基本原則である「人間の尊厳」です。これはカトリック生命倫理学だけではなく、今日の国際法、国際的な生命倫理の原則でもあります。それは、一言で言えば、およそ人間であればどの人間も等しく尊厳であるということです。そして、この二点から、論理必然的にヒト胚の尊厳というものが出て来ます。ヒト胚の尊厳、そして人権、特に生命権を認めるのが、カトリック教会の非常に明確な立場です。きょうは、この二

つの点についてお話させていただきたいと思えます。

所長さんからいただいたきょうのテーマですが、普遍主義のカトリックの生命倫理というのは、米国の生命倫理とは異なります。この違いは専門の生命倫理学者の間でもまだ十分認識されていないと思います。カトリックの生命倫理と米国の生命倫理の違いというのは、多分その基礎にある神学的な立場の違いに由来していると思います。あるいは法律的な見地からすれば、大陸法と英米法の違いということも関係するだろうと思います。

『理想』六七一号（二〇〇三年）に掲載させていただいた私の論文ですが、一七六ページ以下に教皇庁生命アカデミーの「クローニングに関する考察」の紹介がございます。この文書については別の雑誌にも全文の翻訳も出させていただいたのですが、それを解説したのがこの論文です。このとき、紙幅の関係で書けなかった部分があります。それがレジユメの「II・カトリックの生命倫理学」というところです。そこでは世俗主義という言葉を使いましたが、これは米国で優勢な立場、そして人格主義というのはカトリックの立場です。両者を対比する簡単な説明は、『理想』の論文では落としたところですので、この説明を少し丁寧に使わせていただきたいと思います。

I はじめに―ヒトクローニングをめぐる法規制と「人間の尊厳」原則

ここは問題提起の部分ですが、『理想』ではI、IIで論じた部分です。きょうは日本の法制度の俯瞰というよりも、人格主義の方を中心にしたいのでごく簡単に、レジュメをまず見ていただきます。

日本では、クローン技術規制法が二〇〇一年六月に成立致しましたが、ここでは生殖的クローニングを禁止しております。これはクローン胚を作成して人または動物の子宮に戻す、着床させることを禁止する法律です。別な言い方をしますと、子宮に戻さなければ作成しても構わない。クローン胚をつくって、そのクローン胚から一部を取り出してES細胞というものをつくることができます。要するに、子宮に戻せば生まれてくるはずの胚を実験に使い、結果的に壊すのですが、これを治療的クローニング(“therapeutic cloning”)と言います。妙な言葉ですが、他の人々の治療のためのクローニングということ、こういう言葉が使われています*。おかしな言葉だということで批判も多いのですが、治療的クローニングは許されるというのがクローン技術規制法の立場です。

クローン技術規制法は、生殖的クローニングが禁止される理由として、「人間の尊厳」の侵害を挙げているのですが、レジュメの後の方に書いたように、この人間の尊厳は国際的な生命倫理の基本原則としての人間の尊厳の原則とは少し違うものであろう、というのが私の解釈です。

ヨーロッパでは、ヨーロッパ議会の一九九七年三月一二日の決定で明確にされたとおり、作成されるクローン胚の基本的人権の重大な侵害、人間の尊厳の侵害、平等原則違反を理由にして、クローニングはその目的のいかんにかかわらず、すべて禁止すべきだとされています。

両方が同じ人間の尊厳の侵害を理由にしているのに、生まれなければかまわないという日本の立場とヨーロッパの立場の違いはどこから生じるのかというと、恐らく根本にある人間の尊厳の原則の意義が日本では十分に受容されていないからだろうと思われれます。

国際的な生命倫理の基本原則としての「人間の尊厳」原則とは何かといいますと、『理想』の一七一ページをご覧くださいと思います。下の段のところです。

「人間の尊厳」は、第二次世界大戦後、国連で採択された世界人権宣言(一九四八年)、そしてその後の多くの人権に関する国際規約や条約において、現代世界の最高の価値として位置づけられている概念である。世界人権宣言は、その冒頭で、「人類社会―英語では“human family”なので、人類家族という訳が正しいとの指摘もあります―のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」として、「人間の尊厳」と平等で不可侵の「人権」とを並列して掲げている、ということをまず申し上げたいと思います。第二次世界大戦後の現代の世界の最高の価値とされているのがこの「人間の尊厳」であるということ、そしてこれがほかの人権条約と

言われるものに全部使われている一番基礎にある概念だということ
です。

なぜこういうものができたかという、次のページの(2)ですが、
「人間の尊厳」概念が国連で採用された背景には、戦時中、国家規
模で行われた人間の尊厳に反する行為―医学研究のための人間の実
験利用―人間を実験材料にするという事実があった。それに対する
真摯な反省があった。戦後まもなくニュルンベルクの国際軍事法廷
でナチスの医師や研究者らによる人体実験が裁かれ、「被験者の自由
意志に基づく同意は絶対に必要」であることが明確にされた。

よく誤解されるのですが、ナチスはいろいろな犯罪行為を行いま
したが、人体実験に関しては別に虐殺とか、そういう動機で行った
のではなく、医学研究、医学の発展を目的にしていました。しかし
目的は正しかったかもしれないが手段が間違っていた。ここではそ
のことが一番問題にされているわけです。医学の進歩は正しいこと
だけれどもそのための手段には限度がある。やってはいけないこと
がある。人間を材料にしてはいけない。動物とは違う。ニュルンベ
ルクの裁判のときに、これが確認されたわけです。

「被験者の自由意志に基づく同意は絶対に必要」である。実験材
料にするときに本人の同意を得る。これがインフォームドコンセン
トの基になりました。インフォームドコンセントには、幾つかルー
ツがあるのですが、これはそのうちのひとつです。インフォームド
コンセントは患者の権利であるだけでなく、被験者の権利でもあ
ります。実験材料にされる側の同意が絶対に必要なのだということ

がここで確認されたのです。

その後一九四八年の世界医師会総会の「ジュネーブ宣言」、これは
有名なものですが、その翌々年に「医倫理の国際綱領」を医師会が
採択して、臨床実験を規制する世界的基準を示しました。さらに一
九六四年に、人体実験（ヒトを対象とする医学研究）全般に関する
倫理原則「ヘルシンキ宣言」を採択いたしました。これは今日まで
に数回の改正を重ねて一般に通用しております。そこには、「ヒトを
対象とする医学研究（人体実験）においては、被験者の福利に対す
る配慮が科学的および社会的利益よりも優先されなければならない
い」という原則が掲げられ、ヒトを対象とする医学研究は、一定の
条件と制限―相当の同意があること、被験者の生命が危険にさらさ
れないこと、いかなる治療も被験者自身の利益を目的としているこ
と―の下でしか許されることが明確にされているわけです。

「ヘルシンキ宣言」は、一番最近の改正は二〇〇〇年だったと思
いますが、ずっとこれは確認されて今日に至っております。しかし
日本の医学部で教えられるようになったのはごく最近です。この原
則が知られないまま、医療の現場ではいろいろな臨床実験が実施さ
れているという怖い実態も時々指摘されているのですが、非常に
明快な、戦後の医学研究の出発点になった国際的な原則がここでで
き上がるわけです。

一九六六年に国連で採択されたB規約、これは人権規約ですが、
「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取
扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なし

に医学的又は科学的実験を受けない」(第七条)という規定が設けられています。拷問や残虐、非人道的、品位を傷つける取扱い若しくは刑罰と、人体実験とが並列されている、一緒の条文に掲げられていることに注意していただきたいのです。人間を実験材料にするということは、別な言い方をすれば、こういう残虐な取扱いや刑罰と同じことだという認識がここには非常に明確に描かれていると思います。

少し飛びましてその二、三行後ですが、本人の自由意志に基づかない人体実験は、医学研究のために被験者を実験材料として使用し、本人の益にならない実験のリスクにさらすことであり、それはとりもなおさず医学研究のために、被験者自身(人間)の尊厳と権利に優越する価値を認めるものにほかならない。簡単に言いますと、「人間の尊厳」というものは、人間が人間である限りにおいて、例外なく誰にでも等しく認められるべき、人間に固有の道徳的価値である。ほかの事物や動物には認められない価値があるということです。

私たちは人権というものを誰でも持つている。奴隷であっても黒人であっても差別されずに人権が認められるべきですが、その基礎にあるものは何か。「人権」の前提にあるのは「人間の尊厳」という概念である、というように普通説明されるわけです。そして、国連憲章にははっきりと、人間の生命と人間の尊厳はアプリオリに価値があるということが書かれている。そうでないと、人権というものは出て来ません。なぜ犬に人権を認めないのか。動物実験が認められて、なぜ人体実験だけが認められないか。これに答えようとする

と、いろいろな神学的な説明などが必要になってきますが、いずれにしても、いまの戦後の体制は人権を一番大事なことにしている。そしてその人権の基礎をなすものは何かというと、動物やほかの事物にはない尊厳である。だから、実験道具にしてはいけない。いまはこれ以上説明できませんが、そういう概念が人間の尊厳というものであり、そしてこれが戦後の法体系の一番基礎になる概念であるということをご確認ください。

レジュメに戻ります。ですから、誰にでもアプリオリにある人間の尊厳というものをもし認めるのであれば、もし受精卵が既に人間であれば、別の言い方をすれば、一人の人間が地上に生を得たその最初の段階から、同じように尊厳を認めなければならない。そして、具体的にどういう権利を保障するかというのは、この後の問題になります。憲法は様々な権利を保障していますが、各権利間の序列を明らかにしていません。もちろん胚の段階で選挙権を認めなくても意味がないのと同様、自由権も認められないでしょうが、生命権とか、身体の完全性に対する権利とか、そういうものは当然に保障しうるであろう。そういう順序になります。

舌足らずな説明を致しましたが、レジュメのIIに移らせていただきます。

II カトリックの生命倫理学（人格主義の生命倫理学）

カトリックの生命倫理学は「人格主義の生命倫理学」という言葉に置き換えて説明することができます。

1 最高原理・人間の尊厳¹¹すべての人間の人格の絶対性、不可侵性

いま申し上げたように、人間間での差別を認めない。奴隷である、黒人である、あるいは死期が間近に迫っている、またはまだ生まれただけだからというので、人間の間で差別を設けない。合理的な区別はいいのですが、合理的な根拠なしに不当な差別をしないというのが人格主義の立場です。レジュメの「合理的根拠づけ」のところには「*テッタマンズイ* (Tettamanzi) は、イタリアの枢機卿で、生命倫理学の第一人者として多くの著作があり、『Dizionario di Bioetica』、『Bioetica』などの教科書も書いています。この合理的根拠づけの前には「神学的な根拠づけ」の項目もありましたが、第二バチカン公会議の後で出された『現代世界憲章 (Gaudium et Spes)』の中に明快な説明がありますので、神学的根拠づけについてはそちらを見ていただければと思います。特に創造のところで、夫婦の項目をご覧ください。ただければ、創造の最後に人間が目的として創造されたこと、神との交わりと呼ばれていること、キリストに似たもの、神に似たものとなり創造のわざに参与する、それゆえ人間は尊厳であ

るという説明がなされています。テッタマンズイはそれを少し易しく言い換えています。きょうはこれについては立ち入りません。合理的な根拠づけのところは、これが私が今まで読んで多分一番わかりやすく、明快なもののように思われましたので、拙訳ですが、レジュメを読ませていただきます。

「人間の理性は、人間自身に関する様々な問題、まず何よりも倫理的な問題に対して解答を与えることのできる客観的、普遍的、恒常的な道徳的基準を、人格としての人間の尊厳のうちで定めることができる。法学者、法哲学者、神学および道徳哲学者は一致して、もしこの原点が取り去られるなら、人格の発現としての社会自体が崩壊することを認めている。人格を侵害することは、それ自体が、その根元と頂点において社会を侵害することを意味する。社会は実人格から生まれ、人格に奉仕するためである。

人格としての人間の道徳的基準の絶対性と不可侵性については、ロマーノ・グアルディーニ一八八五年生まれの有名な神学者です。グアルディーニも神学を合理的な言葉で語った人として、いま再評価されており、ヨーロッパでは大変人気があるのですが、日本ではほとんど紹介されていないことをとても残念に思っています。の明晰で透徹した記述がある。『人間は生きているから、したがって、生きる権利』を持つているから不可侵なのではない。もしそうであれば、動物もまた生きているのだから、同様の権利を持つことになる。人間の生命は、人間が人格 (Persona) であるから侵されるのではないのである。人格は、自己支配、人格的責任、真理と道徳的秩

序のうちに生きる能力を意味する。人格は心理学的な性質のものではなく、実存的なものである。それは基本的に、年齢や身体、精神の状態、あるいは自然的素質に依拠するのではなく、どの人の内にもある靈魂 (anima spirituale) に依拠する。人格の次元は、睡眠中におけるのと同様、無意識的なものでありうる。しかしそれにも拘わらず、なお道徳的保護を要する。一般的には精神病者や精神薄弱者のように身体的、精神的な前提が欠けるために、人格の実現が見られないこともありうる。しかし、文明人はそのような外被においても内包されている人格を尊重するがゆえに、未開人から区別される。人格はまた、胎児の場合のように隠されていることもありうる。しかし、固有の権利とともに既にそこにある。

人格の次元は、人間にその尊厳を与える。それを物から区別し、それを主体にする。物は実質を持つが、固有の実質を持たない。効果を持つが責任を持たない。価値を持つが尊厳を持たない。その実質は物としての何かなのである——人がそれを所有し、人がそれを用い、また消尽するために人がそれを壊す。言い換えると、生き物についてはそれを殺す限りにおいて、人間を殺すことの禁止は、人間を物として扱うことの禁止の完成を表す。人格として人間を尊敬することは、議論を許さない要求のひとつである。人間の尊厳だけでなく、人類の繁栄と最終的にはその持続も、それに由来する。もしこの要求が疑われるなら野蛮に陥るだろう。しかし、もしこの尊重の砦なしに現代国家と現代の技術に託されるなら、人間の生命と靈魂にとつていかなる脅威が生じうるかは想像すらしえない」

(Guardini, R., *Il diritto alla vita prima della nascita*, Vicenza, 1985, pp. 19-21)。

いまの説明は、先ほどの世界平和の基礎ではありませんが、人類の平和の基礎、これを取り去るとそれがなくなるといふその説明になつていふと思います。

「人間の生命と靈魂にとつての脅威が、すべてを——人間の人格も——その奴隷となしうる絶対的なもののように考えられている科学技術に由来することを想起するなら、我々は、グアルディーニの考察を生命倫理の領域にも当然延長することができよう。以上から導かれる基本的な結論は以下のとおりである。人間を人格として保護し、守り、保障し、促進するものはすべて善である。それを脅かし、攻撃し、反対し、道具化し、除外するものはすべて悪である」 (Tettamanzi, D., *Dizionario di Bioetica*, Piemme, 2002, pp. 52-53)。

医学研究や科学の発展と、ひとりの人間の人格とどちらが大事かという議論を彼はここでしています。これは、私が入手した生命倫理の教科書の中で、カトリックの公式の立場を合理的にコンパクトに説明したものの一つとしてご紹介できるだろうと思います。次に、その基本原理がどのようなものかを示します。

2 生命倫理学の誕生と分岐

ここで米国の生命倫理学が出て来るのですが、その違いを対照していただくことで人格主義の生命倫理学をもう少しご理解いただけます。

るかと思えます。この「生命倫理学の誕生と分岐」というのは私が付したタイトルですが、ここで参照したチッコネ (Ciccone, L.) は、生命倫理学者です。もともと倫理神学者だったと思えます。スグレッチア (Sgreccia, E.) はバチカン生命アカデミーの現在の副所長をつとめている枢機卿です。ローマ聖心大学の生命倫理研究所に参りましたときに、スグレッチアの編集した大部の体系書『Manuale di Bioetica』の精力的な改訂作業が行われていました。そこから引用し、翻訳して要約したのが以下の説明です。

(1) 生命倫理学の歴史的父・キリスト教神学

生命倫理学の誕生は、哲学者ダニエル・キャラハン (Callahan, D.) による「社会、倫理、生命科学研究所」(後のヘイスティングス・センター) および、キャラハンの友人である産婦人科医のヘレガース (Hellegers, A. E.) による「ヒトの生殖と生命倫理研究のためのジョセフ&ローズ・ケネディ研究所」(後のケネディ倫理研究所) の設立のときであると言われています。ポッター (V. R. Potter) というガン研究者のつくった生命倫理学という言葉が最初だとも言われています。

しかし、それ以前、西洋にはヒポクラテスにまでさかのぼる、生命、医療、健康の問題に対する倫理的考察が長い伝統があった。生命倫理学の歴史的父はカトリックおよびプロテスタント神学であり、生命倫理学は「医療実務と哲学的理論の発展において、西洋文化の歴史のうちに、そしてより広範に現代の西洋社会の文化のすべての発展のうちに根を張った」大木の上に発達した並外れてたくま

しい枝、「二〇〇〇年前から西洋の精神的生命を形成してきた原則の必然的帰結」になぞらえられる。

このケネディ倫理研究所設立後、たくさんの生命倫理学者が誕生するのですが、それは、よく言われるように、決して「雨後の筍のごとく」ではなくて、長い時間をかけて成長した「大木」なのだと言明されています。

二〇世紀に限って見てみると、一九五〇年までに、この領域における体系的な倫理的考察がほぼ独占的にカトリックの倫理神学によって構築されます。フレッチャー (Fletcher, J.) とするのは米国のプロテスタントの神学者です。日本でもおなじみの生命倫理学者で、たくさんの著書が翻訳されています。一九五四年に彼が、人間の尊厳ではなくて「人権」の視点を中心に据え、「人格の自律性 (autonomy) の原則」を最高位に置く新しい思潮をもたらします。非常におおざっぱな説明で申し訳ありませんが、以後、主に米国ですが、自律、あるいは個人の自由を最高原理とする生命倫理と、人格の尊厳を最高原理とする伝統的な生命倫理が、米国とヨーロッパで異なった発展を遂げます。

先ほど、安楽死の話に少し触れましたが、日本には死ぬ権利、自殺の権利といった、個人の自律権を中心にした米国流の考え方が入ってくるのですが、ヨーロッパの議論を見ると、患者さんの尊厳とは何か、医学の材料にされていないか、患者さんを物扱いしない医療とは何かという、医師の義務を中心とした別なアプローチで問題に接近している様子がよくわかります。そのように、二つの別な

方向に分岐します。

(2) 世俗主義の生命倫理学

現代社会における倫理的価値と原理の多様性は、様々な形態の世俗的な生命倫理モデルを生み出しました。

世俗主義という言い方をしますが、世俗主義の生命倫理とはどういうものか。普遍的な原則から出発しないので、現代社会におけるいろいろな倫理的な価値、そしていろいろな権利に基づいて様々な形態の世俗的な生命倫理が出現します。

a 社会契約論的・手続的モデル

これは社会的コンセンサスとか合意を、規範を決定するための唯一の拠所にいたします。全員に参加の機会を与える手続きを重視する。ここでの「人格」は、「理性的な、自意識のある存在」、つまりこの手続きとか社会契約に参加する主体だけが問題になるわけですから、胎児、新生児、重大な精神障害者、それから植物状態の患者さんは、人間であるとしても、ほとんど人格ではない。ここには書きませんでした。これを正面から認める学者は、日本では有名なシンガー (Singer, P.) やパターソン (Paterson, F.) です。彼らは、イルカの方が人間の赤ちゃんよりも人格的だということ堂々と主張します。

b 臨床的モデル

これはもっとプラグマティックな立場です。一般的な諸原理についての同意はもはや不可能であるとして探らない。特殊で具体的な個々のケースに合理的な解決を与えるために、その都度全部やり直

すというやり方です。

c 効率モデル

コストと利益の計算の結果が決定的である。巻き込まれる各個人の多数の幸福を最大化し、苦痛を最小化しようものが、合理的で、それゆえ必然的に道徳的であるという考え方です。

この世俗的な生命倫理学は「生命の質」を絶対化する。“Quality of Life.”という言葉は、最近では別な意味でも使われていますが、ここでは「人間の質」を評価する、それを絶対化する点で特徴づけられるのが、世俗主義の生命倫理です。

この後、生命倫理の根本的な諸点に有機的、体系的な枠組みを与える試みが生じます。米国で最初に定式化された生命倫理の原則です。①「自律の原則 (Autonomy)」 ②「実験に対する人格主体の自由の尊重を要求する。③「利益の原則」 ④「否定的な意味では害を与えない義務、肯定的な意味では最小限のリスクで最大の利益を目指す。⑤「正義の原則」 ⑥「全員に対する平等な取り扱い。この原則は、後にチルドレス (Childress, J. F.) とビーチャム (Beauchamp, T. L.)、これも日本で多くの翻訳が出ていますが、彼らによって発展させられ、「アングロサクソンの生命倫理の三原則」として市民権を得るようになります。

さらに原則に立ち戻ろうとする動きも生じます。日本でも翻訳が出しましたが、マッキンタイア (MacIntyre, A.) の “After Virtue” が米国で一時ブームになって、コミュニティアニズムがムーブメントになったことがありました。いまはちょっと下火のようですが、

その試みも、結局もつと普遍的な原理原則を探そうとするところから出て来ました。①②③の原則は、人間学のしつかりした基盤がないとチッコローネが指摘しているのですが、そういうジレンマが米国の中にも生じて「徳」の復権の動きが生じます。マッキンタイアが言った「徳」というのは、さらにさかのぼっていくと、恐らく人格主義に接近していくということをチッコローネはこの後で記しています。

(3) 人格主義の生命倫理学

一方、人格主義の生命倫理学はその後どうなったかといいますと、米国での動きとは別個に発展します。長い世紀にわたって西方キリスト教において構築されてきた人間学（神学）に基づく生命・健康のケアに関する倫理的考察の遺産の最良のものをまとめ上げたものの、それが人格主義の生命倫理学です。客観的、普遍的な価値と原理を探求し、それを前提にする立場が人格主義です。

世俗主義の生命倫理学というのは、人々が「すること、すなわち行為における習慣、あるいはそのようなものとして感じ取られる—感覚器官でとらえられる価値、あるいは人間が「所有」することのできる、「人間にとつての価値」（有益なもの、功利主義の立場）に目を留めるのに対して、人格主義の生命倫理学は、人間の存在自体の客観的な価値、人間の内的価値、人間で「ある」ことの全体における価値、すなわち「質(quality)」に對置される「尊厳(dignity)」を認め、それを確実に恒常的な基準点として多様な問題に対する体系的な解決を図ろうとする立場です。

人格主義の生命倫理学の根本原則は人間の尊厳ですが、この原則の周辺に付け加わるほかの原則としては次のようなものがあります。

- ① 「自己および他者の人格の尊厳の尊重」 自分だけではなく、他者の人格の尊厳をも尊重する。
- ② 「人間の生命の絶対性」 世俗的な生命倫理学が共通して「生命の質」を絶対視し、ある条件の下でのみ人間の生命の価値を認めるのに対し、人格主義の生命倫理学は、人格的生命であるがゆえに、人間の生命それ自体に絶対的な価値を置く。もちろん人格的な生命倫理学においても生命の質の価値は承認されている。QOLの価値を認めないわけではないのです。しかし、それは、ある「実質(sustanza)」の「偶然性」の質に過ぎない。生命の尊厳がその上に基礎を置くべきものとして価値があると考えられています。
- ③ 「自由と責任の原則」 自由だけではなく、自由の裏返し、自由に対応する責任を強調します。そして自分の自由だけではなく、他人の自由を尊重する。それらを重視します。
- ④ 「全体性の原則」 部分は全体のためにある。人格は靈魂と身体の統一された全体である。それゆえ身体は人格の一部として不可侵であると考えます。これもちよつと説明が不十分ですが、先ほどのシンガーに代表される『二元論』というのは、靈と肉を分けて、靈的部分だけに価値を置く。例えば、精神的な能力が優れているからといって身体に障害がある人の価値を

低く見るのではなく、人格というのは統一体なので、それを分離してバラバラに考えることをしません。『二元論』を否定する考え方が、カトリックの一番大きな特徴だと思います。「人格は靈魂と身体の統一された全体である」、この言葉はキーワードのようにいろいろな場面で繰り返されます。そしてその論証も様々に試みられています。

⑤ 「正義の原則」 Ⅱ正義と社会の連帯の基準に従って、生命と健康に奉仕するために自由に処分しうるあらゆる資源を分配することが要求される。個人の利益は共通善のために断念されねばならないこともある。フランスの法律を見ると、公共の福祉のためにいろいろなものが犠牲になることが承認されています。日本では公序良俗という言葉がありますが、個人の自由が絶対ではなく、全体主義ともまた違うのですが、共通の善がより大きな善として個人の善よりも上位に来るとというのが正義の原則です。

以上で、大体のイメージをおわかりいただければありますが、人格主義の生命倫理がモデルとする人間像は、米国の生命倫理がモデルとする、生と死を含む一切を自らの意志で律しようとする他者あるいは社会から自立した強い個人、個人主義―孤立主義とも時々言われますが―ではなく、社会あるいは宇宙という大きな全体の中では微力な弱い個人に過ぎないが、それでもなお無限の存在価値を持ち、共同体の中で各々の役割を果たしつつ自己の完成に至る人間、それが人格主義のモデルになっています。

少し補足致しますと、三年ほど前にフランスの国家生命倫理委員会のメンバーであるコランジュ (Collange, J.F.) 博士が来日され、生命倫理学会で講演されました。そのとき、ヨーロッパの生命倫理の原則として、「尊厳の原則」「全体性の原則」「弱さの原則」―人間はひとりだけでは生きられない弱い存在である、これは米国の自己決定できる強い個人 (autonomy) に対するひとつのアンチテーゼだと思えますが―、そして「正義の原則」の四つを挙げられました。これも人格主義の生命倫理の特徴を表したものと言えると思います。そのとき、ヨーロッパの生命倫理の原則を条約のような形にしたいと論じておられました。コランジュ博士は去年も日本にいらしたのですが、それはまだあまりうまくいっていないということでした。ただ、ここでは、両者の違いをおわかりいただければと思います。

以上が、非常におおまかですが人格主義の生命倫理の特徴についての説明です。

3 人格の開始時期

(1) 生物学的事実の受容 ↓ ヒト胚の尊厳

ここは『理想』の一七四ページのⅡ・三で説明した部分ですので、簡単に申し上げます。「ヒトの生命の始期に関する科学的事実」というところです。イギリスはヒト胚研究の先進国で、ドリーをつくった国です。そして、イギリスで初めて一四日目までのヒト胚研究の道が開かれました。イギリスもヨーロッパなので、この辺はよく誤

解されるのですが、イギリスはヨーロッパ議会の決定に違反しているというのがヨーロッパでの一般的な理解です。

イギリスではどのようにして一四日目までのヒト胚についての実験を可能にしたかという、生物学的にまだヒトではないという理屈をつけて、実験に道を開いた。ワーノック委員会の報告書を見るとそれが明らかになります。要するに、人間の尊厳の原則を守らなければいけないことはイギリスでももちろん理解されていたわけです。ですから、一四日目までの胚について実験をするにはどうすればいいかというと、まだ生物学的なヒトでないということにすれば一番簡単に、動物と同じように使えるということになるわけです。ワーノック委員会では、その理屈を使って一四日目まではまだ人間でないというような、あいまいな言い方をして道を開いたのです。

しかし、『ネイチャー』などの科学誌、あるいは発生学の最新の論文を見ると、とにかく受精のときにひとつの生命体が始まる。全く別の個体の生命が開始する。どういうところで生命の始まりを見るかという、新しいゲノムができ上がって、その新しいゲノムに支配された父親でもない、母親でもない、別の個体の生命が始まるという科学的な論証に依拠します。

これについてはセラ博士が、多くの発生学の論文を検討・分析して、二〇〇二年に「ヒト胚・処分可能な『細胞の塊』か、『ヒト』か？」という論文を公表しています。この後も新しい文献に差し替えたものを出されています。受精のときに新しいヒトが始まるということは、彼だけではなく、発生学者たちによってすでに論証済みのこと

であると申し上げてよいのだらうと思います。日本で全然この議論がないのもかなり気になっているのですが、このセラ博士の論文については翻訳致しましたので、ご覧いただきたいと思えます(拙訳・理想六六八号九四頁以下)。生物学の話になってしまいますのできょうは立ち入りませんが、どのようにゲノムの支配が始まるか、どのように精子と卵子の融合が行われて、どのように新しい個体が始まるか、どの時点で何番目の染色体が働くか、そういうことまで詳細なデータが出されております。

要するにここで言いたいことは、ヒトの発生というのは―生物学では人間をカタカナでヒトと表記します。ですから、ヒトの発生というのは、人間の発生、誕生のことにほかなりません―受精のときで、これは発生学上の確たる事実であるということ、そしてこの事実は別にカトリック倫理学が論証しているのではなく、人格主義の立場はただ、発生学の事実を受け入れてそれを議論の前提にしているにすぎません。

もうひとつの人間学の基礎はどのようなものかという、レジュームの最初に書きましたように、ヒトは受精時から人格として尊重されるべきである。要するに、ヒトはどのヒトもすべて人間として尊重すべきである―尊厳である―という立場ですから、そのこととヒトがいつから始まるか―受精のときからである―という議論とを組み合わせれば、存在を開始したばかりの人間にも人間の尊厳の原則を例外なく適用するということが、論理必然的に導かれる。人格主義の生命倫理というのは、本当にこれだけで一切が尽きるのです。

この立場は一九七四年に教理省が出した「墮胎に関する宣言」でもう確認済みでした。「卵子が受精したときから、父の生命でも母の生命でもなく、それ自身で発達する新しいヒトの、新しい生命が始まる。もしそのときから人間でなければ、後に人間になることもあるまい。現代遺伝学は、この常なる明白な事実¹に貴重な確認を与えた。それは、いかに最初の瞬間から、この生きた存在がやがてなるであろうところのもの―ひとりの人間、既に十分に確立した特徴をそなえた、個別的な人間―のプログラムが決定されているかを証明している。受精のときからヒトの生命の冒険は開始される―それが持つ大きな可能性の各々が態勢を整え、活動の準備をするまでにはなお時間を要するが」。

この後公表された数々の文書、一九八七年の「発生期のヒトの生命の尊重と生殖の尊厳」、ヨハネ・パウロ二世の回勅「生命の福音」、教皇庁生命アカデミーの「クローニングに関する考察」、「ヒト胚性幹細胞（ES細胞）の作成および科学的・治療的用途に関する宣言」、「国際的な議論におけるクローニングの禁止―科学的・倫理的・法的側面」は、すべてこの基本線に沿って、生物学的な内容をアップ・トゥー・デートしただけのものと言っていると思います。現在の生物学の事実をはつきり認めて、人間の尊厳の原則を貫けば、当然ヒトの受精卵のクローニングはいけなく、実験材料にしてはいけなくということが確認されているだけです。

(2) 二元論（パーソン論）への反論

ヒト胚の尊厳と人権を尊重してヒト胚の実験利用を禁止する態度

は、ドイツの胚保護法などに一番厳格な形で受容されました。他方で、人格的生命が受精に始まることを否定する様々な見解が、胚研究者、フェミニスト、プロテスタント、あるいはカトリックの神学者の中にもこの立場を取る人があります。多くの論者がこれを否定する立場を主張して、ヒト胚の実験使用を推進する立場を後押ししています。

レジユメの最初のページに書きましたが、去年（二〇〇三年）の一月に出た総合科学技術会議生命倫理専門調査会の中間報告書「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」―日本でES細胞研究（ヒトのクローニングをして獲得したヒトクローン胚からES細胞をつくるという再生医療のための実験）を進める―この報告書の立場もこれと同じです。ここでは、受精のときからヒト胚が生物学的にヒトである、ということを一応認めた形になっているのですが、ヒトであっても倫理的・法的な地位は別に考えるべきだとして、生物学的な事実は認めるとしても人間学の立場から、人間の尊厳を全員に認めることは否定する立場です。ですから、大まかに分類すれば日本の報告書も二元論の立場です。

ここに書いた反論は、文献が古くて恐縮ですが、メイ（May, W. D.）という米国の道徳神学の教授が一九九六年に書いたものです。私が最初にローマに参りましたときに、グレゴリアン大学の哲学の教授に紹介された文献で、このときにはヒト胚の保護についての議論の枠組みがもう大体全部でき上がっているような状態でした。そして、このときしきりに人格主義の立場から試みられていたのが、パー

ソーン論に対する反論でした。やはり米国の倫理神学の教授であるグリゼン(Grisen, G.)が、わかりやすい体系的な教科書を書いていきますので、それを引用して、日本でも普及している二元論の考え方に對する人格主義の立場からの反論を簡単に整理したものが①～⑦です。

①受精時に生ずる存在は「細胞のくず」、「生殖細胞物質」、「妊娠の産物」にすぎないなど。こういうのはもう生物学的に誤りでありますので、駄目だと。

②「初期胚は人格であることがはっきりしない」というのも、感覚からするとまだ卵ですから人間でないというのは誰でもそう思いますが、これも客観的な生物学的事実に反するので、そういう問題ではないということがここで指摘されています。

③は人間学の立場からの反論です。「人格は他者によって賦与される一定の身分である」とする見解は、人格は社会的身分であり、他者により人格性を承認された場合にのみ人格の実体を有すると主張する。しかしこの見解は、同じ実体が、例えば両親の一方がそうみなせば人格であり、一方が否定すれば非人格である、という非常識な結論を導く。この見解は、人間による意味の賦与が人格をつくり出すことを前提にしているが、事実とは逆である。人間による意味の賦与と人間社会とが、人格を前提にしているのである。

④も人間学的な異論です。「人格は発達によって獲得される属性である」とする見解は、人類の一員であることは人格性に十分な

基準ではない、という考えに依拠している。この見解の主張者は、ある実体は、それが自己の利益又は権利を知り、それらに関心を持つときにのみ人格とみなされうると論ずる。未出生児はもとより新生児も、自らの利益を認識する程度まで経験的な事実認識能力を行使しえない成人も、人格ではない。この見解は、人に生来的に備わっている能力と発達した能力の区別を損なっている。未出生児は、まさしく人類の一員であるという理由によって、命題の真偽を識別し自由な選択をなす、その存在に根差した生来的能力を有している。実際にそれが発現しなくても、そういう能力をもともと持っているから人格であるということなのです。

⑤は二元論の主張のバリエーションです。自意識を重視するのは、プロテスタント神学で有力な考え方だろうと思います。フレッチャーがこの立場です。そして、ワーノック委員会がなぜ一四日目で線を引いたかという点、神経の基になる原始線条という部分が一四日目にできるからです。それを基にして痛みを感じる。まだ実際に感じなくとも、痛みを感じるその器官ができるのが一四日目ということ、一四日で線を引いています。その背景にあるのは、意識があればそこから人間であるという考え方だろうと思われる。この見解は、自己を自己自身として認識している意識的な主体のみが人格であり、身体は人格としての存在にとって不可欠なものではないと主張する。先ほどの霊肉の統一体としての人格概念から外れているのです。しかし人

間は一元的な存在である。呼吸し、食べ、眠り、身体の痛みを感じる存在と、考え、選択し、自己の権利を認識する別の存在があるのではない。同じ人間、同じ人格が、すなわち生きた人間の身体であり、身体的能力以上の能力を要する活動の主体なのである。

⑥の終わりの方ですが、「脳死が人の死であるから、脳ができたときに人間が始まる」という見解も、割合日本では人気があった主張だと思えます。しかし、全脳が死んだときに有機体の活動を統合するものは残っていないのですが、脳の発生以前に既にゲノムの支配がある。そして、それが司令塔になってひとつの統一体を指揮しているのですから、このときは統一的な有機体としての活動があるので脳の発生は不可欠ではないということを行っています。

⑦の見解は、生物学的な異論の部分です。先ほどの総合科学技術会議倫理専門調査会の中間報告書もこれに少し触れていますが、これも日本で人気がある見解です。二週間をすぎればもう双子は発生しない。そして、二週間前はまだ双子になる可能性があるから個体ではないという主張です。これも生物学的な事実を見ると、早ければ二日ほどで、遅くとも六日目までに双子かどうか認識できます。そして、それは認識できるだけで、双子になるかどうかは受精の瞬間に決まるとというのが最新の発生学の知見ですから、これも客観的な根拠がないということになります。

4 ヒトクローニングの不当性

これが『理想』の本論だったのですが、結論は明快です。人間の尊厳はすべての人間に等しく内在する価値ですから、人間がその存在を始めたとき、すなわち受精のときから認められます。ですから、ヒトクローニングの不当性も、作成されるヒトクローン主体の尊厳と人権の侵害にあるということです。上智大学の生命科学研究所で以前所長をつとめておられた北原隆先生は、動物学がご専門でしたが、フランスと米国のクローンについての報告書を比較した文献を割合早く出され、そこに明確に書いていらっしやいます。米国の報告書の特徴は、ヒトクローニングの不当性が作成されるヒトクローン主体の尊厳と人権の侵害にあるという点について非常にあいまいである、認識されていない。どちらかというと、コピーされる側(親)の方の人権ばかり主張して、作成されるクローン児の人権の侵害についての認識がない。それに対してフランスの報告書は、作成されるクローン主体の人権侵害を中心にして議論が組み立てられているということも分析されています(北原隆「複製される子供たち―ヒトクローン個体の権利について考える―」上智大学生命科学研究所紀要一七巻(一九九八年)一九頁以下)。カトリック生命倫理の特徴は、この点を当初から非常に明確にしていたということです。

(1) 治療的クローニング、研究のためのヒト胚の作成および利用の不当性

もうおわかりと思いますが、治療的クローニングというのは、クローン胚をつくって、それを実験のために壊します。胚であっても

ヒトを殺しますから、それは殺人と同じことです。ですから、生命権の侵害として、これも許されないということになります。

(2) 生殖的クローニングの不当性

問題は、生殖的クローニングの不当性です。これは、私もクローン羊ドリーができたときに実は困りました。というのは、生殖的クローニングにおいては、治療的クローニングのように、作成したクローン胚を殺すことをしないのですね。殺すことがいけないというのは自明ですが、子供をつくることがいけないということを説明するためには、これまでの議論では説明ができませんのです。それで、この問題についてはしばらく勉強が間に合わず、手をつけずにおいたのですが、以下に整理して書きましたように、生殖的クローニングの問題は、代理母やAIDなどの人工生殖技術一般の問題とつながる問題なのです。この議論を始めますと、人工生殖技術のどこがいけないのか、何がいけないのか、どこまでが許されるのかという議論とリンクしてきます。カトリックの生命倫理学は、この問題についてもすでに十分な議論を積み重ねてきておりますので、今度はそちらの紹介を本当はしなくてはいけないのですが、ここでは簡単に①と②に分けてご説明いたします。

①人間の生殖の尊厳の侵害 ②これについては倫理的な考察部分で、教皇庁の文書が詳しい説明をしています。人間の生殖に固有の関係性と相補性の操作、これが不当とされるところです。何が不当かを生物学的に説明いたしますと、二つの個体の持つゲノムがまじり合って唯一の新しい個体が発生します。そして、父親のどの遺伝

子を取るか、母親のどの遺伝子を取るかというのは、いまのところは偶然としか説明されていない。説明されていない。しかし、いろいろな生物学の文献を読んでいきますと、恐らく偶然ではなくきちんとしたメカニズムがあるのだらうということが推測されます。いずれにせよその「偶然」を、あるフランスの文献は「自律」という言葉を使って表現しています。二つの生殖細胞から生まれる子供が一定のメカニズムに従って自律的にいろいろな遺伝子を選択して、もちろん自由意志で選択するわけではないのですが、その遺伝情報を受けるという自律の権利があるという言い方をします。

クローンをつくるということは、これを全部否定することになります。遺伝プログラムを誰かが組んで、それを生まれてくる子供に全部押しつけるということだ。これは奴隷制と同じだというように説明されます。つまり、そこには、他者によるその人の支配がある。遺伝子の恣意的な固定がある。それは、ある人間による他の人間の支配であって、要するに差別である。平等原則違反である。フランスではこれがヒト胚の自己決定権の侵害であると表現されます。

神学的なことに少し触れますと、神の創造のわざは“create”ですが、人間の生殖については“procreate”という言葉があります。いまま人工生殖技術について、“Reproductive Rights”という言葉が使われています。“reproduce”です。 “reproduce”には(モノを)複製する、模造する等の意味があります。人間の生殖については、動物の繁殖にも使われる “reproduce”とは別の “procreate”という言葉があります。これは神の創造のわざを男女が助け合う、お互

いが与えあうことによって、神の創造のわざに参加する。それは「reproduce」とは全く別の概念です。人間の生殖という行為は動物の生殖とは違う尊厳があるという考え方が、その基本にあります。

ですから、クローンで人間をつくることは生殖の工業生産化であり、女性の道具化である。つまり、ここでは核を取り除いた卵子を材料として使うのですが、女性はその材料を提供する客体になってしまふ。あるいは子供をかえす孵卵器になってしまふ。それは procreate のわざに参加する女性の役割とは全く異なるということなのです。

それから、家族・親族関係が全部崩壊する。生まれてくる子供は、子供ではなく、母親と年の離れた双子の姉妹であつて、父親もいない、母親もない奇妙な親子(?) 関係が最初から築かれる。

また、人間の生殖の卓越性の軽視。クローン技術は、元来、植物を増殖させる技術ですから、それをなぜ高等動物としてはるかに高度なメカニズムを備えた人間の生殖の代用にするのかというような批判もあります。

さらに、生物学的アイデンティティーの偏重とは、つまりこういう遺伝プログラムを組んでこういう人間を増やすというのは完全に生物学の世界ですから、ここでは、先ほど述べた人格のもうひとつの要である霊的な部分、精神性が全く無視されているわけです。遺伝子は物質、マテリアルですから、人格的な形相の部分、すなわち霊的な部分は全部無視される。選択の基準が全部物質レベルにあるということは、要するに優生思想である、というのが倫理的な考察の部分です。

②ヒトクローン主体の尊厳と人権の侵害Ⅱそして、議論の中心になつてゐる、つくられるクローン児の尊厳と人権の侵害。具体的にどういふことかという点、だれでも父母由来の遺伝情報を持つ権利がある。家族という共同体の中に生まれる権利、家族に固有の特別な関係を持つ権利がある。それは人間の成長に必要な不可欠な要素です。それと、固有の個人的アイデンティティーへの権利。つまり、生物学的なプログラムを押しつけられない権利。先ほどの他人による支配、恣意的に押しつけられない、奴隷制に対する批判のところ。そして、自律への権利。それは目的として欲される、つまりこういうクオリティーを備えた子供であるがゆえに欲されるのではなくて、愛の実りとしての子供、ただただ無償にその存在として愛される権利、そういうものの侵害であるということがポイントであろうかと思ひます。

時間を超過してすみませんでした。以上で報告を終わらせていただきます。

(後記・この報告は、拙稿「ヒト胚の尊厳―人格主義の生命倫理学の立場から」『続・独仏生命倫理研究資料集(上)―独仏を中心としたヨーロッパ生命倫理の全体像の解明とその批判的考察―』(平成一五年度科学研究費補助金・基盤研究B(1)課題番号一四三二〇〇一六、研究代表者Ⅱ飯田亘之)二〇〇四年、九五―一二四頁を基にしました。

*第五九回国連総会でのヒトクローン禁止条約に関する審議に向け

て、二〇〇四年一〇月に教皇庁が国連に提出した文書では、「research cloning」（「研究目的クローニング」）という表現が提案されている。この見解の邦訳は、カトリック中央協議会のホームページ上で公開されている。 <http://www.cbj.catholic.jp/jn/doc/pontifical/clone/index.htm>

＊ ＊ 二〇〇四年七月、中間報告書に示された結論をほぼ踏襲する最終報告書が公表された。最終報告書については、本誌掲載の別稿参照。]